

盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書

1 業務内容

(1) 業務の名称

盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務

(2) 設置場所

ア 盛岡市盛岡駅前通 57 番 1 地内 盛岡駅前広場内の指定場所

イ 盛岡市中ノ橋通一丁目 13 番 6 盛岡バスセンター待合室内の指定場所

(3) 業務内容

広告物件（以下「物件」という。）の取扱業務を運用管理する事業者（以下「取扱事業者」という。）は、盛岡市交通施設内の指定場所に設置する物件を製作し、設置及び維持管理するとともに、同物件の広告枠に掲出する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲出する。

(4) 業務期間

ア 盛岡駅前広場内の指定場所 令和 7 年 4 月 15 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

イ 盛岡バスセンター待合室内の指定場所 令和 7 年 4 月 15 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

2 設置

(1) 設置場所

別紙の掲出場所概要のとおり。

(2) 設置する物件のデザイン及び色調等

ア 本体枠の角が鋭利とならないよう加工し、燃えにくい部材を使用することなど安全を確保できるものとする。

イ 周囲と調和のとれた色合い及びデザインとすること。

ウ 表示する内容及びデザイン等は事前に市と協議すること。

エ 盛岡駅前広場内の指定場所の区画に設置する物件については、木製のものを使用しないこと、また、照明等の光源を発するものを使用しないこと。

(3) 掲出する広告

ア 広告を掲出できる者及び広告内容等は、「盛岡市広告掲載要綱（平成 17 年 2 月 9 日 市長決裁）」「盛岡市広告掲載基準（平成 17 年 2 月 9 日 市長決裁）」「盛岡市交通施設広告掲出取扱要領（令和 7 年 3 月 5 日 市長決裁）」（以下「要綱等」という。）に定めるところによる。

イ 広告の掲出に当たっては、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。

ウ 音声を発する広告は認めない。

3 設置及び運用

- (1) 設置場所が公共用施設であることを十分に考慮すること。
- (2) 取扱事業者は、物件の仕様、施工管理方法、実施工程等のシステム運営及び広告掲出に関する事項についてあらかじめ市と協議し、当該事項を記載した事業計画等を市に提出すること。
- (3) 取扱事業者は、物件の製作及び設置並びに撤去する際の原状回復に関する一切の費用を負担すること。また、物件及び掲出する広告に関する問い合わせ先が取扱事業者である旨を注記すること。
- (4) 物件の固定をする場合は、既設の施設の構造等に支障が及ばない方法で行い、地震等の際の落下及び転倒に対する防止策を十分に講ずること。

なお、物件の不具合及び故障並びに万一の事故等が発生した場合は、取扱事業者の責任において速やかに対応すること。

- (5) 市は、取扱事業者に対して物件の製作及び設置並びに撤去の助言及び指導を行うことができ、取扱業者は市の助言及び指導に従わなくてはならない。

なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる費用は、取扱業者が負担すること。

- (6) 物件の設置及び撤去並びに広告内容の変更に係る作業は、取扱業者の希望日時を事前に調整した上で、市が指定する日時に行うものとする。
- (7) 別紙の掲出場所概要の盛岡駅前広場バス停上屋(1)～(6)について、掲出場所付近のバス停上屋は公益社団法人岩手県バス協会が所有するものであり、取扱事業者は、バス停上屋に物件を固着する場合はバス停上屋を損傷等させることのないよう施工し、万一、バス停上屋を損傷等させた場合は、公益社団法人岩手県バス協会の指示に従い原状復旧させるとともに、その際に係る一切の費用を負担しなければならない。

なお、物件の設置に当たっては、バス利用者及びバス運転者の安全確認の妨げにならないよう十分留意すること。

- (8) 災害等のやむを得ない事由により、物件に変更の必要が生じた場合の移設又は増設に伴う費用の負担は、市及び取扱事業者が協議して決定する。

4 広告掲出

- (1) 取扱事業者は、広告主の募集、審査申請等の受付代行、広告物の事前確認、掲出、その他広告主との調整など広告掲出に係る一切の業務を行うこととする。

(2) 広告内容審査

取扱事業者は、次により広告内容を審査し、広告を掲出しなければならない。

ア 広告の掲出に当たっては、内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期限までに広告物の出力見本を提出すること。

イ 広告物の出力見本の提出後、市において内容審査を行うこととする。このとき、市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、取扱事業者は速やかに対応しなければならない。

なお、修正等に係る費用は、取扱事業者が負担することとする。

- (3) 市は、広告主又は広告内容が要綱等の規定を満たさなくなったとき、その他広告掲出することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲出の中止を指示できるものとする。この場合において、市は、広告主又は取扱事業者に対して、賠償の責を負わない。
- (4) 取扱事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保証すること。
- (5) 取扱事業者は、広告物選定結果等に関する一切の責任を負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。
- (6) 市に対して第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合においても、取扱事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。

5 取扱事業者が市に納入する使用料等について

- (1) 行政財産使用料（盛岡駅前広場内の指定場所）及び普通財産使用料（盛岡バスセンター待合室内の指定場所）

- (2) 電気使用料及びその他経費

ア 別紙の掲出場所概要の盛岡バスセンター待合室内の指定場所北側(2)は電気を必要とする物件が設置可能な場所であり、広告掲出に伴い、電気使用料が生じる場合、取扱事業者は、貸付面積の範囲内に電気使用量を計測するため、子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したもの。）を設置し、設置した子メーターの計測に基づく物件の電気使用量に応じて、市が月毎に発行する納入通知書により指定の期日までに電気使用料を納付すること。

イ 各物件の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他必要とされる一切の経費は取扱事業者の負担とする。

- (3) 広告掲出料

広告掲出料は、取扱事業者として決定した者が提示した応募価格に消費税額及び地方消費税額を加えた額をもって、年額広告掲出料とし、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

- (4) 市は、取扱事業者による広告主の募集が不調に終わった場合においても、一旦納入された広告掲出料等は返還しない。

6 その他

- (1) 本仕様書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。
- (2) この仕様書に明記されていない細部の事項は、市の指示に従うものとする。
- (3) 業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、市及び取扱事業者両者が協議にて、これを解決するものとする。